

刈谷ハイキングクラブ

会

則

活 動 の 手 引 き (細 則)

2025年度用

2025年4月20日発行

刈谷ハイキングクラブ

刈谷ハイキングクラブ会則

2025年4月20日現在

(名称)

第1条 本会は、「刈谷ハイキングクラブ」と称する。

(目的)

第2条 本会は、軽登山、ハイキング等を実施・研究し、会員相互の親睦を図り、その資質向上と共に、生きがい活動の振興に寄与する事を目的とする。

(事業)

第3条 本会は、目的達成のため、次の事業を行う。

(1)月例会(軽登山、ハイキングの実施)

(2)研修会、講習会の開催

(3)関係団体との連絡調整

(4)その他

(事務所)

第4条 本会の事務所を事務局長宅に置く。

(会員)

第5条 本会は、会の趣旨に賛同する刈谷市在住、在勤又は近隣市町村に居住し、会の活動に迷惑をかけない体力を有すると認められる個人で構成する。

(役員等)

第6条 本会は、次の役員及び企画委員を置く。

(1)会長 1名

(2)副会長2名

(3)事務局3名(事務局長1名、書記1名、会計1名)

(4)監事 1名

(5)顧問、アドバイザー 若干人

(6)企画委員 若干人

2 会長は、会務を統括し、総会及び役員会・企画委員会を召集する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代行する。

4 事務局は、会務及び会計を執行する。

5 監事は、会務及び会計を監査する。

6 顧問、アドバイザーは、役員会で推薦し、総会で承認を得る。

7 顧問、アドバイザーは、会長の諮問に応じ支援する。又会務、役員会及び企画委員会に参加できる。

8 役員は、総会において選出する。任期は2年とし、再任を妨げない。

(3) 役員の選出

(4) 会則の変更

(5) その他必要事項

3 役員会は、随時開催することができる。

4 企画委員会は、毎月開催し、総会の決議に基づいて、事業計画及び諸問題を審議し、具体的に運営する。

(会計)

第8条 本会の会計は、会費、寄付金、その他をもって運営し、会計年度は、毎年4月1日から翌年3月末日までとする。

(自己責任)

第9条 本会の活動に参加を希望する場合は、自己の責任で健康、能力等を判断し、会に迷惑をかけない状況で参加しなければならない。会は、けが等が生じた場合も一切の責任を負わない。

(附則)

第10条 この会則に定めのないことについては、役員会で定める。

この会則は、平成14年2月22日設立総会で決定し、同日から施行する。

この会則は、平成17年3月13日平成17年度総会で一部改正する。

この会則は、平成22年3月14日平成22年度総会で一部改正する。

この会則は、平成25年(2013年)3月10日平成25年度(2013年度)総会で一部改正する。

この会則は、平成28年(2016年)3月13日平成28年度(2016年度)総会で一部改正する。

この会則は、2020年4月25日2020年度総会で一部改正する。

刈谷ハイキングクラブ活動の手引き(細則)

2025年4月20日

1. 月例会

- ①月例会は総会で提案した内容で実施します。年間計画を策定し、企画委員で分担し下見と調査及び当日の先導等を行い、後日の定例(役員会)企画委員会等で反省のまとめをし、今後の指針とします。
- ②会員は、希望により企画担当者に協力し運営に当たることができます。
- ③役員は他の山の会の役員でないこととします。
- ④雪山登山、岩登りは実施しません。
- ⑤月例会の案内は、会員各自が毎月1日に更新されるホームページで確認し、ショートメールまたはラインで企画担当者に事前申込をした者が参加できます。
記録に残すため、電話での申込は不可とします。
また、キャンセルの申し出についても同様に電話は不可とします。
バス利用等で、定員のある月例会は、先着申込順とします。
- ⑥交通の便としてバス等を利用した場合の『交通費』は定額を決め徴収します。残金は、会計に納入し、剰余金が出た場合は、他のバス利用時の不足金に充当しますので返金しません。
- ⑦月例会参加申込者で欠席等の場合は、経費の一部負担を求めます。
- ⑧可能なかぎり班行動を行い、月例会等を実施します。
- ⑨月例会等で参加申込者が少ない開催日・コースは、他のコースに変更をお願いしたり、中止する場合があります。

2. キャンセル料

- ①月例会で、締切日以後のキャンセルは、キャンセル料を差し引いて、月例会の参加費をお返しします。 キャンセル料・・・1000円
但し、宿泊を伴う行事のキャンセル料については、別途宿泊施設からキャンセル料として請求された金額を加算する。
- ②返却金は、会計から会計年度終了直後の総会でお返しします。但し、年度内で他の月例会参加費との相殺を認めます。その都度、事務局へ連絡をして、金額の確認を必要とします。

3. 会費

- ①会費は、年会費とし、5,000円(家族会員は4,000円)です。
- ②会費は、連絡・事務費、企画運営費、会議費等に充当します。
- ③会費は、総会時から4月末日までに振込により納入しなければならない。納入が無い場合は、会員登録を抹消します。
- ④会費は、途中退会等の場合でも返却しません。
- ⑤会費・月例会参加費等の納入は、「クラブ指定の郵便局またはゆうちょ銀行口座」に振込みください。
○納入用紙には、①会員番号②行事名を記入ください。
- ⑥新入会員は、入会金2,000円を納入します。ただし、入会当初から役員・企画委員として活動する場合は、入会金を免除します。

4. 役員会等

- ①役員会は、随時行います。
- ②企画委員会は、毎月(原則として最終日曜日18:30社会教育センター等)で行います。
- ③会員は、事前の申し出により、企画委員会に出席することができます。

5. 研修会

- ①会員は、必要に応じ、技術的な研修を行い、四季に応じた歩行、装備、計画立案、読図(天気図、地形図)等を研修します。
- ②研修会の講師謝礼は、会員等が講師を勤めた場合は、1回 2,000円、外部講師の場合は、1回 10,000円とします。ただし、特別な場合は、役員会で決定します。

6. 参加申込み方法

- ①月例会の企画書は、毎月1日にホームページで更新します。
内容を読んで、参加を希望する場合は、企画書に記載の方法により、申込みしてください。
- ②参加には、必ず「事前申込み」が必要です。

「①会員番号 ②氏名 ③月例会名 ④コース名」を記入してください。

③月例会等への参加は、特別に決められない以外は、会員しか参加できません。

7. 傷害保険

①平常の月例会に参加する人は、国内旅行保険に毎回、加入します。

②保険の期間は一回/1人一泊二日までです。(参考:2016年度保険料は250円/一回)
月例会参加費に含みます。

③保障内容は下記の通りです。

保障内容等	賠償責任	救済者費用	通院保障	入院保障	死亡/ 後遺障害
1泊2日まで	1億	300万	1,000	1,500	100万

④月例会で事故になったら、企画担当者と事務局長に連絡し、事務局長が手続きを行います。

⑤保険請求は、指定の用紙が必要ですので、連絡後は事務局と相談してください。

⑥月例会下見に参加する役員及び企画委員は、月例会と同じ国内旅行保険に毎回、加入します。

⑦保険料は全額を会で負担します。(参考:250円×17名×12回=51000円)

8. その他

①クラブ関係の行事には、アルコール類の持込みは禁止します。ただし、役員会で認めた場合は別とします。

②会員が死亡した場合は、香典等を支給します。金額等は役員会で決定します。

③会計処理領収証の保管は当該会計年度と過去会計年度2年分とする。

9. 細則の変更等

①この細則は、会則に基づき役員会で決定し、変更は、役員会で行うことができることにします。

②この「活動の手引き」は、総会時に配布します。

10. 事務局

刈谷ハイキングクラブ事務局